

第5章 保存活用の方針

1. 基本的な考え方

(1) 保存と活用の両立

「保存」と「活用」は、以下のような理想像を持った考え方である。時に相反するとも考えられる「保存」と「活用」の理念を踏まえながら、両立させて持続可能な保存活用を実現する。

ア 保存の視点から見据える理想的な状況

- 多種多様な歴史文化資源の調査やその価値・性質等に研究が進められているとともに、その価値を損ねることなく、後世の人々に良好な状態で引き継がれている。
【文化財の適切な状態での保存継承(日常的な管理, 修理等)】
- 消滅のおそれがある場合には、記録に留めて後世へ引き継がれている。
【記録による保存】

イ 活用の視点から見据える理想的な状況

- 歴史文化資源の価値や最先端の研究成果を、公表・紹介する場が整っており、市民や来訪者等が歴史文化に気軽に触れ、知ることができる。【公開による活用】
- 歴史文化資源の価値を的確に踏まえ、その価値が持つ多様なはたらきを核とした生活の質の向上や地域活性化が実現している。【地域振興等への活用】

ウ 保存と活用の両立による持続的な発展のサイクル

- 歴史文化資源を地域振興等に活用する際には、その価値が損なわれないように適切な管理が必要であり、『活用』を繰り返すことにより価値が減退してしまつては本末転倒である。
- 一方で歴史文化資源を良好な状態で維持する『保存』を重視しすぎるあまり、活用を制限しすぎると、人と歴史文化資源との関わりが減少し、保護意識や理解が醸成できず、結果的に保存の体制が弱体化していく悪循環となっていくことが考えられる。
- そこで、歴史文化資源を良好な状態で維持し、次世代にその価値を継承しつつ魅力を発信するに当たっては、文化財を『保存』することを前提としながらも、単なる公開にとどまらず、『地域振興等への活用』も含めた積極的な活用を図り、それを通じて文化財の保存に係る体制・基盤が整備され、それがまた文化財の活用につながるという、いわば『保存』と『活用』の双方が相乗効果を生み出すサイクルが構築されていることが望まれる。

(2) 多様な主体による保存活用の実現

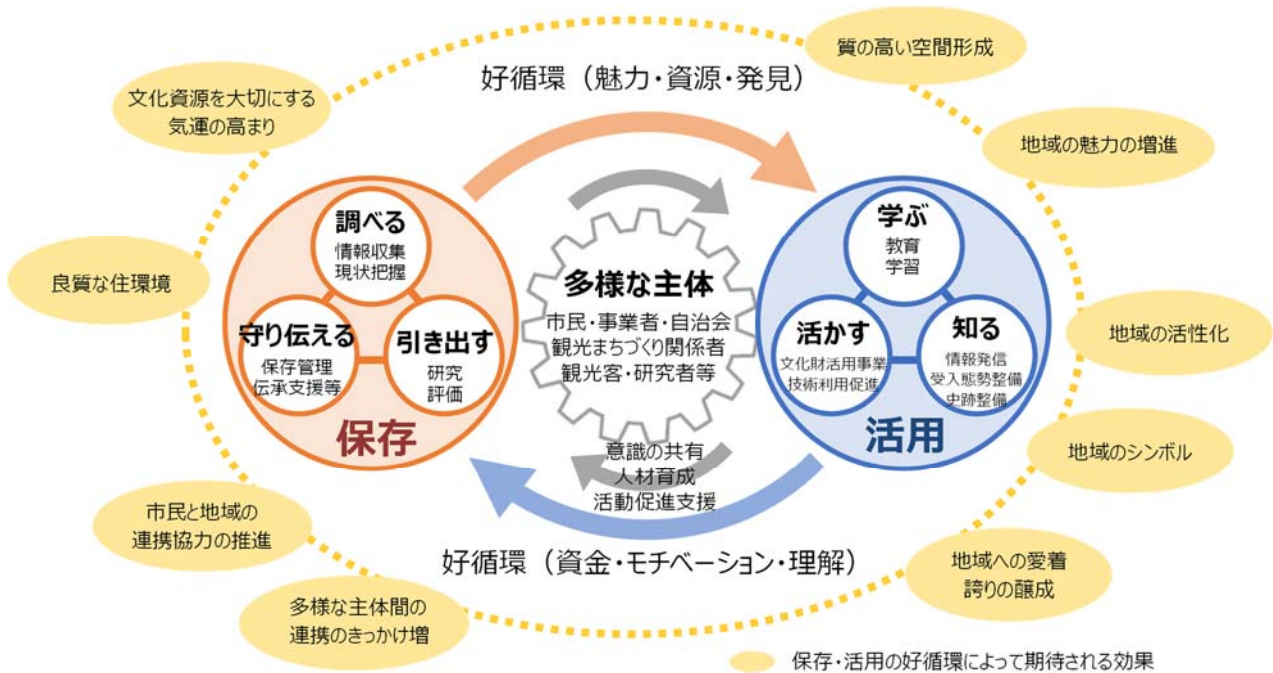
市民生活の中で培われてきた多くの歴史文化資源は、その所有者(指定文化財の場合9割以上が個人・民間所有)を中心に保存活用が進められている。人口減少・少子高齢化など社会環境が変化するなかで、所有者のほか、多くの主体がそれぞれの立場で保存活用に関わり、都市全体で歴史文化を保存活用していく社会を実現していくことが求められる。

■主な主体と期待される活動や役割

想定される主な主体	保 存	活 用
所有者・所有団体(※)	維持管理(技能の継承、後継者育成等)	公開, 情報発信
地域組織 地域まちづくり組織	保存への参加・支援(清掃など)	地域振興等への活用 情報発信
行政 (教育委員会, 学校等も含む)	歴史文化資源等の調査研究 法に基づく資源の評価や保存 管理支援(指定文化財等の補助金) 保存管理体制の確保 人材育成	情報発信 観光活用促進にむけた環境整備 人材育成
地元大学等の教育機関	歴史文化資源等の調査研究 人材育成	情報発信, 地域振興等への活用 人材育成
学術・研究団体	歴史文化資源等の調査研究	
マスコミ	歴史文化資源等の調査研究, 情報発信	情報発信
観光関係事業者等	保存への参加・支援	観光活用による地域活性化
その他の事業者等	保存への参加・支援	活用への参加
市民	保存への参加・支援	活用への参加

※歴史文化資源の所有者は、市民・地域組織・事業者・行政等のいずれかが該当する。以下の主体と重複するものである。

■保存活用のサイクルイメージ



2. 基本理念

『みんなでつなぐ 歴史文化の息づく交流都市 宇都宮』

～郷土の歴史を理解し、誇りをもって守り・活かし、みんなの力で未来につなごう～

多様な主体が、日常的な活動のなかで歴史文化の保存活用に関わり、みんながそれぞれの立場で歴史文化資源の保存活用に取り組むことにより、活力と魅力が続くまちの実現を目指す。



3. 基本方針

【基本方針1】 歴史文化資源の価値を調べる，引き出す，守り伝える

本市には長い歴史と豊かな文化資源が多く存在することが明らかになったが，体系的に本市の歴史文化を調査研究し，その成果を現在に活かし，後世に伝えていく機能が十分に発揮できていない状況にある。

今後は大学や県立博物館などとの協力体制を強化するなど，本市の歴史文化に係る研究調査や適切な保存管理を担うために必要な専門性を高める取組を推進するとともに，歴史文化資源の所有者への助言・支援や保存環境の充実を図り，本市の歴史文化を後世まで守り伝える取組を推進する。

(1) 調査・研究の充実（価値の創出）

ア 大学や専門家等と連携した文化財調査研究体制の整備

歴史文化資源の把握や価値付け，学術的な調査・研究を計画的に推進するため，行政と大学との包括連携協定の締結等を通じて，行政と大学や専門家等が連携して調査・研究を実施できる体制を整える。

イ 行政における専門職員の充実

歴史文化資源の調査・研究は，文化財学や歴史学・民俗学などの専門知識や技術が必要とするものであり，専門教育を受けた「学芸員」が，その能力を活かして職務に当たることが効果的・効率的であることから，調査研究及びその公開等を担う専門職員の充実を図る。

ウ 住民と行政がともに行う調査の実施

地域住民自身が調査者となって記録する取組を推進する。

エ 歴史資料の体系的整理の推進

本市域に生きた人々の活動の総体である歴史文化を網羅的に調査研究し，その成果を体系的にとりまとめることにより，市民生活の向上に資する新たな知的公有財産を創り出す事業を推進する。また，その編さん作業において，多くの研究者や研究機関との関係性を構築する。

オ 調査データの公開

文書資料調査や遺跡発掘調査のデータ，体系的な整理作業の中で掘り起こされた資源などについて，アーカイブ化し，広く市民に公開する。

(2) 文化財指定・認定・登録制度の適正な運用

ア 現行制度による文化財保護の適正な運用

貴重な歴史文化資源の保存・継承を図るため，国・県・市指定文化財や国登録文化財及び市独自の認定建造物制度について，個々の文化財の特性に合わせ適正な運用

を図る。

イ 新たな価値観に対応した文化財制度の活用

伝統的建造物群や文化的景観などは新たに文化財としての価値が認められ制度化されたものであるが、本市文化財の指定は未だないため、本市の歴史文化資源の網羅的な把握や特性分析を踏まえ、要件を満たす対象資源について指定に向けた取組を進める。

(3) 適切な保存管理基準の設定

ア 指定等文化財の保存事業の適切かつ計画的な実施

a) 美術工芸品(絵画, 彫刻, 工芸品, 書跡, 典籍, 古文書, 考古資料, 歴史資料等)

個人等が所有する美術工芸品の適切な保存管理を行うため、継続的に予防査察を実施し、文化財カルテを作成するとともに、所有者の理解促進を図る。

b) 無形文化財

映像記録の作成等の記録保存及びその成果品の積極的な公開に努めるとともに、保存団体の育成や技術を継承していく技術者育成の体制を整える。

c) 有形民俗文化財

修復に用いる技術や材料、構造形式等は、文化財の本質的価値の検討並びに必要なに応じて類似する文化財との比較検討を実施した上で決定し、従前の形態意匠を踏襲した質の高い修復を実施する。

d) 無形民俗文化財

伝統産業の技術や伝統芸能の作法に関する伝承教室の開催や映像記録などを各地域で積極的に進め、次の世代に継承する。

e) 史跡・名勝・天然記念物

周辺環境の保全も含めた保存管理を行うことで、文化財単体としての価値の保存だけでなく、地域一帯の良好な環境づくりにも資するものとする。必要に応じて保存管理整備計画を策定し、計画的な保存・管理を推進する。

f) 建造物

文化財の本質的価値を損なうことなく、従前の形態意匠を踏襲した質の高い修復を実施する。また、必要に応じて周辺環境の保全も含めた保存管理計画を策定することで、文化財単体としての価値の保存だけでなく、地域一帯の良好な環境づくりにも資するものとする。

g) 伝統的建造物群

歴史的な集落や町並みを後世に伝えるために、保存の観点から伝統的建造物及び環境物件等の適切な保存・修理・修景を推進する。また、周辺地域の歴史的な建造物群や自然環境等との一体的な価値形成など、新たな保全のあり方について検討する。

h) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、生活又は生業の理解のため欠くことのできない文化的景観は、日々の生活に根ざした身近な景観であるため、日頃その価値にはなかなか気づきにくいものである。本市において

は、大谷石産業がつくり出した人工の景観と自然の奇岩群とが併存する独特の景観があり、その保全のあり方について検討する。

イ 指定等文化財の所有者に対する支援及び保存活動への支援

指定文化財を良好な状況で保存管理できるよう、所有者の管理や修理に対する支援を継続する。また、指定文化財の保存活動を行う団体の支援を推進するとともに、これまで支援の対象としていなかった分野についても、地域の活性化やコミュニティ形成の視点などから効果の高いものについて、支援のあり方を検討する。

ウ 行政における保存管理施設の確保

貴重な歴史文化資源を適切に保存管理するため、既存の未利用施設の活用等も含め、施設の確保を図る。

エ 歴史文化資源と周辺環境の一体的な保全の推進

歴史文化資源と一体となった価値を形成する周辺の景観・環境について、景観計画などと連携し、保全を図る。

オ 歴史文化資源の本質的価値に基づく保存手法・修復技術の適用

歴史文化資源の修理・修復においては、対象物の価値の損失を最小限に抑えることが重要であるため、文化財の本質的価値をよく理解し、確実に文化財を後世に継承できるよう、適切な保存手法と修復技術を施していく。

カ 防犯・防災対策

a) 防災対策の推進

文化財を火災、震災その他の災害から守るため、文化庁主唱の文化財防火デーにおいて、消防と連携して文化財防火防災運動を展開するとともに、本市所在の指定文化財の管理状況を確認する予防査察の取組を推進する。

b) 地域との連携による文化財パトロールの推進

地域住民と連携した文化財パトロール制度など、地域ぐるみで文化財を見守る体制の充実に取り組む。

【基本方針2】 歴史文化の魅力を学ぶ、知る、地域振興に活かす

本構想の策定作業を通じて、本市の歴史文化資源の分布や特性を把握し、その広がりや奥の深さ、魅力を改めて認識したところである。こうした情報を学校教育や生涯学習等を通じて市民と共有し、郷土の誇りや愛着の醸成を図る。

更には、より多くの市民や来訪者に対しても、興味を持って魅力を伝えることができるガイドの養成やICT技術を活用したわかりやすい情報発信、歴史文化資源の公開機会の拡大等とともに、民間事業者等と連携した観光事業などへの活用なども促進し、歴史文化を軸とする風格あるまちづくりや地域振興に資する。

(1) 学校教育・生涯学習と連携した学ぶ機会の拡大

ア 郷土への愛着を育む学習の充実

グローバル化する社会において、子どもたちが将来を生き抜く力の一つとして、自分の育った郷土に対する理解を深める学習環境の充実を図るため、関連文化財群を活用した本市の歴史理解や、地域学校園などと連携した地域の資源を学ぶ機会の充実を図る。

イ 郷土愛や地域理解を促進する学習の推進

市民が自分の生まれ育った地域について学び、理解や愛着を深め、市民同士が同郷意識を高めることができるよう、生涯学習センターや地域活動団体等と連携した学習機会の拡大を図る。

ウ 大学や博物館・美術館等との連携による事業の推進

大学や博物館・美術館等の知的・人的資源などを活用しながら、企画展の共催事業の開催や関連講座の実施など郷土に対する理解を深める事業を推進する。

(2) 歴史文化資源の公開促進及び魅力発信の強化

ア 文化財展示施設の情報発信の充実及び連携による魅力発信

文化財展示施設の情報発信力の強化に取り組むとともに、本市全体の都市の魅力を発信し、それぞれの施設や地域の特色ある歴史文化資源への回遊性を促すセンターとして情報発信交流拠点機能の整備を検討する。

イ 案内板・説明板の整備

市民や来訪者に、歴史文化資源をわかりやすく伝え、誘導する案内板や歴史文化の魅力伝える説明板を整備する。そのためのデザインの統一や、ICTを利用した案内表示なども検討する。

ウ 歴史文化ストーリーの魅力発信

本市の歴史文化の特色や魅力を語るストーリー毎に、まち巡りコースの設定を行うとともに、マップの作成・配付などにより、ストーリーの魅力を手感できるようにする。

エ ガイド機能の充実

幅広い志向や興味を持つ市民や来訪者に対して、興味を持って楽しく本市の歴史や資源の魅力を伝えることができるガイド機能の充実を図る。

オ 文化財の公開による普及啓発の推進

歴史文化資源の魅力を市民に知ってもらうため、普段公開されていない文化財の一斉公開や、文化財めぐりを充実させるなど、公開による普及啓発を推進する。

(3) 地域振興等での活用の推進

ア 歴史的建造物などの歴史文化資源の民間事業者による活用の推進

所有者自身による活用が困難な文化財について、その価値を理解し、活かすことができる民間事業者による活用を推進する。

イ 歴史文化資源を活用した観光の振興

本市の歴史文化資源の価値や魅力を、来訪者が知り、体験できる環境を整備し、観光資源として活用していくことで、歴史文化の魅力を通じて本市のファンになっていただけるような取組を推進する。

特に大谷石関連文化財群(※第6章で具体的に記載)については、観光や都市計画部局と連携し、日本遺産制度の活用を図り、本市独自の石の文化を顕在化し地域振興につながる取組を推進する。

ウ 歴史文化資源を活用したまちづくりの推進

各地域におけるビジョンの作成や地域学講座など、地域の絆づくりやまちづくりに歴史文化資源を活用する取組を推進する。

エ 歴史文化資源を活用した地場産業の振興

大谷石や宮染めなどの地場産業に係る歴史文化資源や収集したデータ等とともに、美術館がデザインの視点から調査したデータ等も活用し、本市の伝統産業に係る評価や産業振興を図る。

オ 歴史文化資源を交流や体験に活かす取組

歴史文化資源に直接触れたり、そこに暮らす人や関わる人と交流したり、伝統行事に参加するなどの体験メニューや、本市の歴史文化の特色をわかりやすく表現するグッズの開発など、人々の共感を喚起する視点により活用の推進を図る。

【基本方針3】 保存活用の多様な主体の参画を促進する

本市に息づく歴史や伝統、文化資源の価値を認識することは、本市の魅力や特色を理解し、郷土愛の醸成に資するとともに、その効果的な活用を図ることで来訪者の満足度を向上させ、本市のブランド力を高めることにもつながる。

そのためには、本市の歴史や文化にどんな魅力や特性があるのかという市民共有の価値観が培われていることがその土壌として必要であり、その活用にあたっては多様な立場にある市民や企業、団体等が「自分ゴト」として関わりを持つことができる共通基盤が求められる。

本構想においては、多様な主体が本市の歴史や文化を理解しようとする際の基本的な情報を整理し、これをツールとして市民意識の共有や高揚を図るとともに、歴史文化資源の保存活用に係る独自の制度の創設などにより、地域や企業、マスメディア等も含めた多様な主体から成る保存活用のサイクルを構築し、社会全体で歴史文化資源を守り、活用していく好循環を生み出す取組を推進する。

(1) 歴史文化に興味を持つきっかけづくりの推進

ア 文化財展示施設等での体験事業やイベントでの参加促進

文化財展示施設等で実施する体験事業やイベントについて、個々の資源の特性や地域性を活かした魅力ある企画の開発や周知方法の工夫等により一層の参加促進を図る。

イ 歴史文化を身近に感じることができる空間づくり・環境づくりの推進

市民や観光客が、本市の歴史文化に興味を持ち関心を高めてもらえるよう、「歴史文化保存活用区域」の設定による歴史的・地域的関連性や特色の共通理解を図り、歴史文化を気軽に見たり、身近に感じることができるまちなみの修景などによる環境づくりを推進する。

ウ マスメディアと連携した情報発信の充実

関連の深い歴史文化資源を一体的に捉えた「関連文化財群」の設定により、本市の歴史を理解する基本的な情報として積極的な活用を図るとともに、新たな資料や価値の発見などの情報を積極的にマスメディアに提供し、より多くの市民や観光客に本市の歴史文化に関する情報を届け、その理解や興味関心の向上を図る。

(2) 主体の育成及び活性化と人材の育成

ア 歴史文化資源の把握・調査を担う人材の育成

歴史文化資源に係る課題別悉皆調査や文化財パトロールなどを担う調査員を教育長が任命し実施する「文化財調査員制度」は本市独自の取組であり、今後も継続して能力向上を図れるよう、専門スキルの向上や後継者の育成、確保に努める。

イ 歴史文化の情報発信を担う人材の育成・支援

文化財ボランティア養成講座の継続的な実施により、本市の歴史文化に係る情報発信を担う人材の充実、拡大を図る。また、文化財ボランティア協議会を始めとするボランティア人材への適切な情報提供や支援に努め、普及啓発に資する活動への支援の充実を図る。

ウ 次世代を担う子どもたちへの育成の充実

次世代を担う子どもたちが、これまで継承されてきた伝統文化を知り、体験することで、興味関心を高め、後継者育成に繋げる「宮っ子伝統文化体験教室」等の取組の拡充を図る。

エ 歴史文化資源の保存継承に取り組む活動者への支援

歴史文化資源の保存活用に携わる保存団体や愛護団体・NPO等の活動や後継者育成に向けた取組に対し、助言や助成などにより継続的に支援する。

(3) 多様な主体に応じた多様な参画手法の提供

ア 歴史文化資源の保存活用に係る先進事例の紹介

地域の歴史文化資源を地域ぐるみで守り伝える取組の事例を広く紹介し、他地域への波及と多様な団体の参画を促す。

イ 歴史文化資源の活用への参画促進

市民が歴史文化資源の活用について提案したり、幅広い市民や民間事業者が活用に係る活動に参画したりできるような仕組みを検討する。

(4) 地域の歴史文化の魅力をもつめる支援体制の構築

ア 地域の歴史文化資源の価値を共有し守り活かす仕組みづくり

指定・未指定に関わらず地域の人々が大切に思い、コミュニティの形成に資する地域の宝を市民共有の財産として守り育てるため、本市独自の保存活用制度を検討する。

イ 既存組織を核とした緩やかなネットワークの形成

文化財ボランティア協議会や各文化財保存会・愛護会などが情報交換を通し、文化財支援に関する多様なニーズや課題に対する効果的な機能連携が図ることができるようネットワークの仕組みを検討する。

ウ 民・官のパートナーシップの構築

民と官が密な情報交換を行いながら、適切な役割分担の下、パートナーシップにより文化財の保存活用を推進する体制を構築するため、歴史文化資源の価値を共有し、その効果的な活用策などを生み出していく市民組織などの基盤づくりを検討する。